

## 倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年2月8日(木) 午前10時00分から午前10時25分
- 2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 22人  
会長 11番 花巻 修二 委員  
会長代理 1番 難波 明朗 委員  
会長代理 3番 福武 勝行 委員  
委員  
4番 氏家 寿子 委員      5番 井上 保邦 委員      6番 阿部 省悟 委員  
7番 諏訪 愿一 委員      8番 石井 守 委員      9番 菱川 修二 委員  
10番 中野 恒夫 委員      12番 堀 幹宏 委員      13番 中西 公仁 委員  
14番 三宅 勝 委員      15番 大村 孝志 委員      16番 野口 國治 委員  
17番 田邊 洋樹 委員      18番 白神 博之 委員      19番 山本 義弘 委員  
20番 平井 正敏 委員      22番 難波 朋裕 委員      23番 岩田 英明 委員  
24番 小野 健児 委員
- 4 欠席委員 2人  
2番 吉田 幸夫 委員      21番 矢野 秀典 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員  
5番 井上 保邦 委員      16番 野口 國治 委員      17番 田邊 洋樹 委員
- 6 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見聴取について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第7号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

#### 7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸      事務局主幹 前田 一郎      事務局主幹 塩見 雅子

事務局主任 中村 英樹      事務局主任 日下部 啓司      事務局主任 小野 政浩

事務局副主任 早乗 周治

#### 8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

(開会 午前10時00分)

事務局  
佐々木  
次 長

定刻となりましたので、ただいまから2月の総会を始めたいと思います。  
総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。

花巻会長  
(以下  
「議長」)

ただ今から、平成30年2月の総会を開会いたします。  
本日の出席委員は22名です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。  
皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。  
それでは、これより議事に入ります。

まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

それでは、議席番号(23)番 岩田 英明(いわた ひであき)委員と、議席番号(24)番 小野 健児(おの けんじ)委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主任 と、小野主任を指名いたします。

以上で議事日程第1を終わります。

続きまして、議案審議に入ります。議案書の1頁をお開きください。

議事日程第2

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
小野主任

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

小野です。それでは説明させていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて9件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が8件、使用貸借権設定が1件となっております。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から9番について調査票をもとに説明】

1・2番について、先月保留の案件ですが、申請農地に未だ疑義があるため申請人もそれを解消するべく努力中であるものの、現時点では未だ下限面積要件に欠けており、農地法第3条第2項(不許可の規定)第5号に該当するため、引き続き保留との

ことでした。

また、7番についてですが、別紙議案訂正表のとおり、申請農地の一部について都合により申請取り下げがなされました。

他の案件についてはご確認いただいている調査票のとおり、特に問題となる案件はありません。

今回の案件につきましては、1番、2番を除く7件について、すでに各地区協議会でご審議いただいた結果、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、9件のうち、1番と2番については保留、残る7件については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、議案第1号は、9件のうち、1番、2番を保留、残す7件は許可と決定いたします。

次に、3頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
早 乗  
副主任

【議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について】

早乗です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に3件の申請がございました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、1番から3番について調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1番から3番の3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、1番から3番の3件につき許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の3件は、許可とします。

次に、4頁をお開きください。

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
早 乗  
副主任

**【 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 】**

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて8件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

**【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】**

1番についてですが、事業の必要性、代替性の検討結果、申請地でなければならぬ理由が明確にされていないことから保留となっておりますが、平成30年1月24日付けで取下げとなっております。

2番から7番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました8件について、1番は取下げ、2番から8番の7件は許可意見のことでした。

許可意見とされた7件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、許可意見されました7件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明がありましたが、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請は、1番は取り下げが出されましたので、残る2番から8番の7件は許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

**【異議なしの声】**

議 長

ご異議なしと認め、1番は取り下げ、2番から8番は許可とします。

続きまして、6頁をお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります、井上委員、野口委員、田邊委員に係る案件があります。農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員, 野口委員, 田邊委員 退席)

議 長

それでは, 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
佐々木  
次 長

**【 議案第 4 号 農用地利用集積計画について 】**

失礼します。

議案第 4 号の「農用地利用集積計画について」でございますが, 6 頁から 11 頁にかけて 46 件の計画が, 倉敷市農林水産課に提出され, 農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は, 賃貸借が 11 件, 使用貸借が 35 件です。

また, 利用期間の更新は 24 件で, 更新切れを含む新規は 22 件です。

今回, 利用権設定を受ける借り手につきましては, 農地利用集積円滑化団体によるものが 12 件, その他は個人です。

面積は, 農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて 95, 561 m<sup>2</sup>です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており, 農業専従者は, 1 人以上確保され, 必要な農機具も所有しており, 書類上の不備はありませんでした。

議案第 4 号の各案件につきましては, 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして, 46 件とも承認が相当と判断します。

なお, 各地区協議会でご審議いただきましたが, すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほどよろしく, お願いいたします。

議 長

事務局の説明では, 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」は, 1 番から 46 番の 46 件につき, 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして, 承認とのことですが, 皆さん, ご異議, ご意見はございませんか。

各委員

**【異議なしの声】**

議 長

異議なしということでございますので, 議案第 4 号は, 全件, 承認といたします。

事務局, 3 名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた 3 名の委員に報告いたします。

議案第 4 号は全件承認されましたことを報告いたします。

次に, 12 頁をお開きください。

議案第 5 号 「倉敷農業振興地域整備計画」 変更に係る意見聴取についてです。  
事務局から説明をお願いします。

事務局  
早 乗  
副主任

**【議案第 5 号 倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について】**

早乗です。説明をさせていただきます。

議案第5号 倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてでございますが、平成30年1月22日付（農第1558号）で倉敷市長から倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。

市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。

今回の大きな変更点についてですが、

①平成17年度の市町村合併に伴い、倉敷地域・真備地域・船穂地域ごとに策定されていた整備計画を統合

②農業振興地域内の土地利用の状況等が変遷していることから平成28年度に実施した農業振興地域整備計画に関する基礎調査をもとに「農業振興地域整備計画」の総合見直しでございます。

これらについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、13頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。

ご審議よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明がありましたが、議案第5号については、13頁、14頁の意見書案のとおり回答することで異議はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

ご異議なしと認め、議案第5号は意見書案のとおり承認いたします。

次に、15頁をご覧ください。

議案第6号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。事務局から説明を願います。

事務局  
前田主幹

【議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について】

前田です。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。15頁をご覧ください。倉敷東地区で1件、玉島地区で2件の申請がありました。

まず、1番の倉敷東地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は三田で、JR中庄駅の北西約1.1kmに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。

申請農地は自宅から約450m離れた農地です。通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるものと判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

次に、2番と3番の玉島地区についてですが、これは同一の被相続人からそれぞれ相続された農地についての申請です。

特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は玉島乙島で乙島東小学校の北西

約320mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。2番の申請農地は自宅から東約750mに位置しており、日本真田帽子乙島倉庫の西側に接した田であり、3番の申請農地は、自宅の南東約550mに位置しており、坂田町交差点にあるサークルKの西側に接した畑です。

通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

これらの調査内容について倉敷東地区協議会及び玉島地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお祈りいたします。

議長

事務局から説明がありました。

議案第6号については、3件ともに承認との意見ですが、皆さんご異議・ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

ご異議ないものと認め、議案第6号は承認といたします。

続きまして、16頁をお開きください。

議案第7号倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局  
塩見主幹

【議案第7号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について】

塩見です。それでは説明させていただきます。

16頁をご覧ください。議案第7号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございますが、1名の農地利用最適化推進委員の委嘱についてご承認をお願いするものです。

提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の死亡により、欠員となった玉島6地区の推進委員を新たに委嘱する必要があるため、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により提案するものです。

ご承知のとおり、平成29年（昨年）12月1日から12月28日まで公募を行いました。その結果、定員1名に対しまして2名の推薦・応募がございました。

候補者の選考につきましては1月11日に倉敷市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、選考を行いました。

この度、議案にありますとおり、古城 茂樹（こじょう しげき）氏を推進委員として委嘱するにあたりご承認をお願いするものです。

以上でございます。

また、この件に関しまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認との事でした。

ご審議のほどよろしくお祈りいたします。



議 長

事務局から説明がありました。  
議案第7号倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということですので、議案第7号は承認といたします。

以上で、審議事項は終わりました。

引き続き、報告案件です。

17頁、報告第1号から、29頁、報告第4号までを、事務局で一括して説明をお願いします。

事務局  
日下部  
主任

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

17頁をお開きください。

報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、17頁から20頁にかけて15件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に21頁をお開きください。

報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、21頁から22頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に23頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、23頁から28頁にかけて37件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に29頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、29頁に3件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議 長	ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。
各委員	<b>【質問なしの声】</b>
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。
	<p>ありがとうございました。      以上で、すべての審議が終わりました。      事務局から何かありますか。</p>
事務局 佐々木 次 長	<b>【事務局から連絡事項を伝える】</b>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。      皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は先ほど事務局から案内があったとお3月7日（水）です。</p> <p>ご出席のほど、よろしくお願いたします。      それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時25分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成30年2月8日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員